

これまでの地域の広報は紙媒体が主であり、情報を目にするのは地域に住む人たちが中心でした。しかし、ホームページやSNSなどインターネットを使って情報発信を行う場合、その情報は世界中に公開されることになります。イラストや写真を使う際、ルールを知らずに使ってしまうと思わぬトラブルにつながることもあります。

安心して情報発信をしていくためには、ルールや権利を侵害していないか確認をしながら進めることが大切です。

今回は、広報を行ううえで特に意識しておくべき肖像権と著作権についてお伝えします。



## 肖像権について — 写真を使うときに気をつけること



もしつき大会の様子を撮った写真を自治会だよりに載せていたら、参加していた人から「私の顔が写っているので使わないでほしい」と言われてしまいました。楽しい様子を伝えたいと思って載せたのですが、ダメなのでしょうか。



写真を載せるときは、肖像権に注意しましょう。



### 肖像権とは

自分の顔や姿を勝手に撮影されたり公表されたりしない権利です。

人が写った写真を掲載するときは、基本的に本人の同意が必要です。（小さくぼんやり写っている場合や後ろ姿、横顔で人物の特定ができない場合は該当しません）

作成した自治会だよりなどをインターネット上に公開する場合には、さらに注意をする必要があります。

肖像権は法律で明文化されたものではないため罰則はありませんが、民事上で責任を問うことは可能なため、損害賠償を請求される可能性があります。



### 気をつけるポイントは？

#### 現場で撮影する時



##### 参加者に確認をする

イベントなどの場合、冒頭で写真を撮影する旨を伝え、広報紙やインターネット上に掲載しても問題ないか確認しましょう。「問題ない」という方もいれば、「紙はいいけどインターネットには載せてほしくない」という方もいるかもしれません。状況に応じて対応しましょう。



##### 個人が判別できないよう撮影する

祭りなど不特定多数の人が参加するようなイベントのときは、全員に許可を取ることは難しいです。その場合は、後方から撮影する、手元に寄るなど、顔が写らないように配慮して撮影しましょう。

#### 掲載時に気づいた場合

撮影時に許可を取っていないかった！という場合、写っている人がわかる場合は改めて許可を取ると安心です。

許可が取れない場合は、モザイクなどで顔が判別できないよう加工をしましょう。

# 著作権について — イラストや写真を使うときに気をつけること



もちつき大会のお知らせをつくるのにイラストを入れたいな。  
「もちつき イラスト フリー」と検索して出てきた画像のなかにイメージ通りのものがあったから、これを使おう!

そのイラスト、著作権は大丈夫ですか？



## 著作権とは

自分が創作した著作物を無断でコピーされたり、インターネットで利用されない権利です。イラストや写真、音楽もすべて誰かの著作物です。

著作者の許可を得ずに勝手に使用すると、著作権の侵害となります。悪意なく使用したとしても、場合によっては著作者から賠償を求められることもあります。

特に気をつけるべきは、インターネット上の画像です。インターネット上で出てきたイラストや写真 =自由に使っていいものではありません。「フリー画像」などと検索して出てきた画像はそのまま使うのではなく、まずは画像が掲載されているページへ移動し、利用できるものかどうかを確認しましょう。



## 気をつけるポイントは？

### 自作のイラスト

自分で撮影した写真

問題なし



### 地域の人が作ったイラスト

地域の人が撮影した写真

制作者に確認が必要。  
許可をもらえば使ってOK

素材配布サイトの透かし(ウォーターマーク)が入ったまま使用しているのをみかけることがあります。これは配布サイトの規約に反します。きちんと手順を踏んでダウンロードして利用しましょう。

### 【透かしとは】

下の絵の様にイラストに被せる形で sample の文字や配布サイト名が入ったものです



## インターネット上で見つけたイラスト・写真

### 掲載元のページを確認！

#### → 素材配布サイトの場合

必ず利用規約を確認したうえで利用しましょう。

変更の可否や商用利用の可否など、サイトによって異なります。

#### → 個人や企業のホームページ・SNSの場合

利用できません。どうしても「これを使いたい」という場合は、掲載元に連絡をとり許可をもらいましょう。

## 確認を心掛けよう

イラストも写真もうまく使えばとても効果的な発信につながります。

「イラストを使いたいけど問題になるのはいやだから」と掲載するのをやめるのではなく、正しい知識を身につけることで、トラブルは回避することができます。

また、広報紙やチラシなどを作るときには「これは大丈夫かな?」という意識を持ち、配布元や利用の許可の確認をするようにしましょう。

そのひと手間が、安心な情報発信につながります。

著作権についてより詳しく知りたい方は下記のHPをご覧ください。



著作権に関する教材・講習会  
(文化庁)



著作権Q&A  
(文化庁)



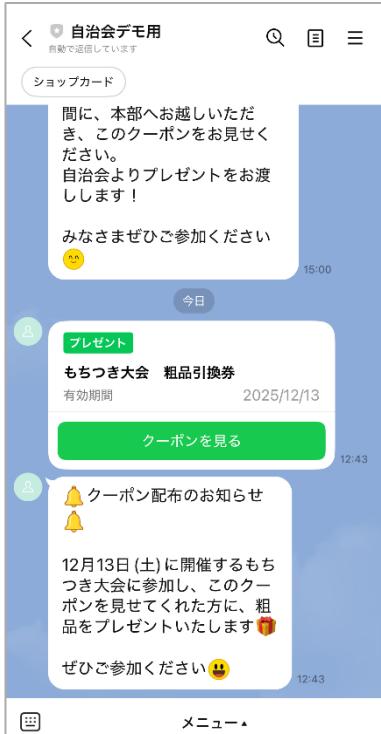
公益社団法人  
著作権情報センター  
(CRIC)

# LINE公式アカウントで電子回覧板を実現しよう!

前号では、LINEオープンチャットでできることについてご紹介しました。今回は、電子回覧板としてLINE公式アカウントでできることについてお伝えします。

## ① 情報を一斉に送信

友だちになっている人に対して、一斉にメッセージを送ることができる。



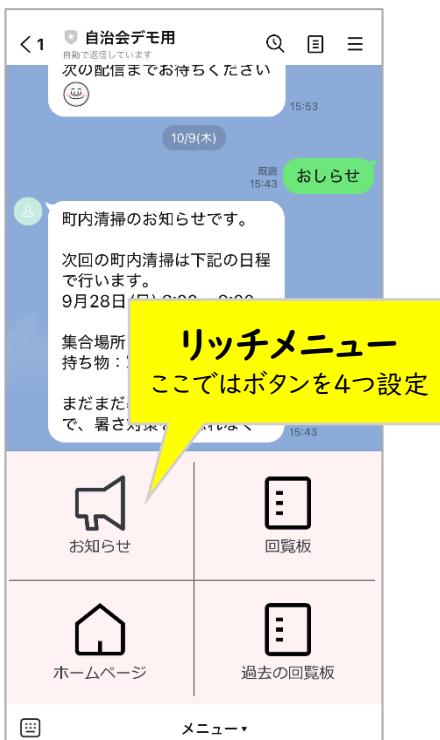
### ポイント

- 通常のLINEと同じように受信のお知らせが届くので、情報を見てもらいやすい。
- 基本は管理者から一方通行の発信。チャット機能を使うと、1対1でやり取りが可能。
- 送信できるのは文章と画像のみ(PDFなどのファイルは一斉配信できない)
- 登録者数は友だちの人数で把握可能。基本的に誰が登録しているかまでは把握できない。
- 配信メッセージ数によって費用が発生する。  
(リッチメニュー、個別チャット、クーポン、ショップカードは無料で利用可能)

	コミュニケーションプラン	ライトプラン	スタンダードプラン
月額 (税別)	0円	5,000円	15,000円
無料メッセージ通数(月)	200通	5,000通	30,000通

(例) コミュニケーションプランでは、送信対象となる友だちが50人の場合、月4回までメッセージ送信が可能

## ② リッチメニューで情報を集約



### リッチメニューとは

トーク画面の下部に常時表示される画像によるメニューです。リッチメニューには1~6個のボタンを設置することができ、各ボタンにさまざまな機能を設定できます。

地域に関連する情報をリッチメニューに集約することで、見てほしい情報へアクセスしてもらいやすくなります。

### こんな使い方ができます

- 団体のホームページ、ブログ、SNSへのリンク
- ゴミ出しや防災情報など行政情報へのリンク
- 過去の回覧板のバックナンバーページへのリンク
- 応答メッセージと連動させ、お知らせなどを取得できるように設定
- クーポンやショップカードを設定

### ③ クーポンやショップカードを活用する

LINE公式アカウントには、クーポンを発行したりショップカードを作成する機能があります。友だち登録の促進や自治会員への特典として活用してみてはいかがでしょうか。

#### クーポン

友だち追加してくれた人に対してデジタルクーポンを配信できます。

条件や特典は、運営が任意で設定できます。



友だち追加してくれた人に発行することができるるので、登録促進、活用できます。

#### 【例】

- ・友だち追加の特典として配信
- ・夏祭りなどの町内イベントで使える、粗品やドリンクとの引換券を配信

#### ショップカード

友だち追加してくれた人に対してポイントカードを発行できます。

ポイント数や特典は管理者が任意で設定できます。



ポイントは二次元コードを読み込むことで付与されます。

イベントや活動に参加した時にポイントを付与することで、参加促進につながります。

また、自治会員の特典としても利用できます。

#### 【例】

- ・活動（町内清掃など）に参加してくれたときにポイントを付与
- ・全部たまると粗品プレゼントなど



どちらもリッチメニューに設定することができます。  
詳しい作り方が知りたい方はご相談ください。

## LINE公式アカウント 講座レポート

9月20日(土)に小戸4丁目3区自治会(内浜校区)が「電子回覧板活用講座～LINE公式アカウント編～」を受講されました。

講座では、まず各自のスマートフォンでLINE公式の機能を体験。その後、実際の運用に向けてアカウントを作成し、メッセージ配信の操作などを学びました。



自治会・町内会の運営にデジタルツールを導入することで、迅速な情報発信や運営の負担軽減に繋がります。

導入に向けた第一歩として、ぜひデジタル広報講座をご活用ください。

まずは地域支援課へご連絡ください！



#### 【連絡先】

福岡市西区 地域支援課(西区役所3階 55番窓口)

地域広報アドバイザー 藤野ゆかり

電話 : 092-895-7036

メール : fujino.y10@city.fukuoka.lg.jp